

中北保健福祉事務所 出前講座実施要領

1 目的

住民が保健・衛生・福祉をテーマとする講座の開催を希望する場合に、職員が出張して講座の講師を務める出前講座を実施することにより、保健・衛生・福祉に関する事項の理解促進及び普及啓発を図るとともに、住民の健康づくりの支援を目的とする。

2 対象者

中北地域に住所を有する民間団体・事業所、個人、公共機関等において、おおむね20名以上の受講者があること。

ただし、営利活動や政治・宗教等を目的とする団体や、苦情や陳情・要望を主目的としている場合には、出前講座をお断りする場合がある。

3 講座内容

別紙2「中北保健福祉事務所出前講座一覧」のとおり。具体的な内容、名称等については、相談のうえ決定する。

4 派遣費用

講師派遣に要する費用は、当所が負担するものとする。ただし、受講者が必要とする講座資料については依頼者が用意（印刷）するものとする。

5 実施時間

原則として平日の午前10時以降 午後4時までの間とする。

6 実施場所

会場は、中北地域において依頼者が確保する。なお、会場は、参加者が密とならないようにするなど、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じているものとする。

7 申込方法

別紙1（申込書）に記入し、下記へ郵送又はFAXで申し込む。

住所 〒407-0024 韮崎市本町4-2-4
中北保健福祉事務所（中北保健所）健康支援課
FAX 0551-23-3075

8 申込期間

原則として講座開催希望日の1か月前までに申し込むものとする。

9 講座実施の決定

講座実施の可否や開催方法については、申込到着後、10日以内に連絡する。申込内容や当所業務の都合により、希望に添えない場合がある。

10 問合せ先

中北保健福祉事務所（中北保健所）健康支援課 TEL 0551-23-3073

- 1 この要領は、平成27年4月1日に施行する。
- 2 この要領は、令和2年10月26日から改正施行する。
- 3 この要領は、令和3年6月4日から改正施行する。